資料１

第 10 期介護保険事業計画　基本指針（案）について（令和８年度全国介護保険担当課長会議資料から抜粋）

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

○　2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○　その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

①　介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①　総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②　頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③　認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①　都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②　テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

1

第10期計画において記載を充実する事項（案）

○　第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○　**介護サービス基盤の計画的な整備**

①介護保険事業（支援）計画の策定

- 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○　**地域包括ケアシステムの深化**

- 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○　**介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

〔基本指針の構成と新たに計画に盛り込むべき点〕　※「基本指針の構成」のうち、カッコ書きの漢数字の見出しの一部は割愛しています。

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項		
一　2040 年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現		
1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進		
2　地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	●地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）の考え方や、地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について記載	➔地域類型を踏まえてサービス提供体制を検討し、特定地域（中山間・人口減少地域）に該当し得る地域がある場合は、その指定の要否を検討することが必要（★管内では亀山市の一部が該当）
3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備		
4　日常生活を支援する体制の整備		
5　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	●頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について記載	
6　介護に取り組む家族等への支援の充実		
7　認知症施策の推進		
8　高齢者の住まいの安定的な確保		
9　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	●介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像について記載	
10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項		

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
二　介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項 1　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 2　地域医療構想等との整合性の確保 3　効果的・効率的な介護給付の推進 4　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 5　保険者機能強化推進交付金等の活用		
第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 **一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項** 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2　要介護者等の実態の把握等 3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4　都道府県との連携 5　第10期の目標 6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7　他の計画との関係	●計画策定にあたっては、「時間軸」、「地域軸」の両視点を念頭に置き、地域住民等の関係者を交えて議論することについて記載 ●分析対象として介護サービスの提供状況の地域差を示す指標を追加 ●計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載 ●中長期的な推計を踏まえて第10期の保険料や具体的な施策を定めることについて記載	→地域の特性を把握・分析し、関係者間で共有した上で検討を進めることが必要

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
8　その他		
二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項		
1　日常生活圏域		
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計	●2040 年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載	➔各サービスの各年度の量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計を定めること その際、有料老人ホーム・サ高住の入居定員や要介護者の入居状況及び医療との連携の状況を勘案することが必要
	●地域密着型サービスについて、地域住民や医療機関等への周知及び整備の推進、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進の必要性について記載	➔必要に応じて、地域密着型サービスの広域利用についての調整などを通じてサービスの活用を推進すること
3　各年度における地域支援事業の量の見込み及び 2040 年度を含む中長期的な推計	●2040 年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載	➔地域支援事業の種類ごとに各年度の量の見込みを定めること 従前相当サービスについては 2040 年度を含む中長期的な推計を定め、その他の事業についても中長期的な推計を定めるよう努める
	●総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載	
	●通いの場の参加率の目標値を 2040 年までに更新	➔国が 2040 年までに通いの場の参加率 15%を目指していることを勘案すること
	●介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載	➔地域の実情を踏まえ、こども・障害分野との連携による多機能な拠点の整備を検討
	●介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所による直接実施が可能となることについて記載	
4　2040 年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 （一）地域の実情に応じたサービス提供体制の確保	●2040 年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項（中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保・生産性向上・経営改善支援等）について記載	➔被保険者の現状と見込み、保険給付の実績、指定事業所の運営状況（定員充足率、稼働率、利用者数の推移等）等を確認し、必要となるサービスの提供体制の現状を把握 ➔特別地域加算の算定事業所が所在する地域、

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
		指定事業所が寡少である地域等がある場合は、サービス提供の状況や事業所の運営状況等を確認し、サービス提供の課題に係る実態を把握 ➔指定サービスの確保に向けた施策を講じてもなお課題が残る場合は、特定地域サービス（特例介護サービスの新類型）の導入を検討 ➔利用者数の減少等から、給付によるサービス維持が困難な場合は、特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）の導入を検討
（二）医療・介護連携		➔医療・介護需要に対応するサービスの提供状況や課題を共有し、協力医療機関を確保できていない施設をリスト化し、マッチングに向けた議論を行うとともに、医療と介護それぞれの 2040 年の見込量、地域における医療・介護の在り方等について議論を行うことが必要
（三）高齢者向け住まい		➔有料老人ホーム・サ高住の入居実態を把握し、入居定員総数や要介護者割合等を勘案し、必要に応じて特定施設入居者生活介護への移行促進等を議論することが必要
（四）人材確保、生産性向上、経営改善支援		➔介護人材確保のためのプラットフォームに参画し、必要な人材の確保に向けた取組を行うことが重要 ➔生産性向上等の取組の促進を図るための協議会への参画等を通じて、ＩＣＴやＡＩ技術等の更なる活用や、経営改善に向けた支援を行うことが重要
5　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	●頼れる身寄りのない高齢者等への支援について、地域包括支援センター等の業務負担軽減等に留意しつつ、地域全体の課題として連携・議論を行い、連携先の整理や社会資源の検討を行いながら、改めて市町村における相談支	➔総合相談支援事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業において頼れる身寄りがいない高齢者等への支援を明確化することに伴い、改めて市町村において必要な相談支援体制が整備されているかを確認することが重

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
	援体制の整備を行うことが重要である旨記載	要
三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項		（※以下は任意記載事項であり、必要に応じて計画に盛り込むこととする）
1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項		
（一）在宅医療・介護連携の推進	●既存会議体等を活用した高齢者施設と協力医療機関のマッチング支援について記載	
（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	●一体的実施に関し、質の向上及び量の拡充を図るフェーズに移行していることを記載	➔一体的実施について、取組の量的な拡充に加え、取組の成果を確認しながら質の向上を図ることを検討
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	●互助の推進について追記し、多様な主体の例示について記載	
	●多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握の重要性について記載	➔総合事業に該当しない住民主体の活動等も含め、地域の支え合い体制を把握し、多様な主体による活動の充実を図ることを検討
（四）地域ケア会議の推進	●頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進、都道府県による支援について記載	
	●地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化すること、地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことについて記載	
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携	●改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載	➔改正住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅部局と福祉部局の連携による高齢者の居住支援を計画に位置付けることを検討

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	●特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載 ●新たな特例介護サービスについて関係者の意見を聞くことの重要性について記載	
3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策	●総合事業の実施状況の評価の際、各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことの重要性について記載	➔総合事業について、事業量だけでなく、利用者の状態や事業の効果に着目して分析・評価し、質の向上につなげることを検討
4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	●介護人材確保や生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援について記載 ●介護人材確保について、プラットフォームの構築・活用を中心に、具体的な記載事項や取組（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等）について記載 ●生産性向上、経営改善支援等に関し、協議会を活用した取組の推進など、具体的な記載事項や取組について記載 ●「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載	
5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項		
（一）介護給付等対象サービス		
（二）総合事業	●総合事業に係る継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載	

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
（三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化	●地域包括支援センターの体制整備に向けた取組として、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施等について記載 ●地域包括支援センターの事業評価指標も活用しながら機能強化を図る重要性について記載 ●地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等の策定・見直しについて記載	➔地域包括支援センターの負担軽減と機能強化に向け、居宅介護支援事業所への介護予防ケアマネジメントの直接委託や、事業評価指標の活用を検討
（四）介護に取り組む家族等への支援の充実	●家族介護者支援の充実に向けて、家族介護支援事業をはじめとした各種事業の効果的な活用や、実態・ニーズの適切な把握の重要性について記載	➔家族介護者の実態・ニーズを把握し、家族介護支援事業等を効果的に活用することを検討
（五）高齢者虐待防止対策の推進	●養護者に該当しない者による虐待防止にあたり、地域支援事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用について記載	➔高齢者向け住まいにおける虐待や、養護者に該当しない同居者等による虐待に対し、アウトリーチを含む継続的な支援体制を整備することを検討
（六）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	●国が構築するシステムを活用した事故情報の傾向把握、都道府県による市町村への相談対応・助言等の重要性について記載	
6　認知症施策の推進	●認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し	➔認知症の人・家族等の参画を得ながら、「新しい認知症観」に基づき、地域の現状と今後の姿を整理し、その実現に向けた具体的な取組を計画に位置付けることが必要
7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	●改正老人福祉法施行後においては、登録制の対象となるホーム等について、入居定員総数を記載することの追記 ●将来に必要な介護保険施設や特定施設入居者生活介護等の介護サービス基盤の整備に当たり、特定施設の指定を受けていない有料老人	

基本指針の構成	見直しの方針案（抜粋）	新たに計画に盛り込むべき点など
	ホーム等における要介護者等の状況を踏まえることについて記載	
8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項		
9　市町村独自事業に関する事項		
10　災害に対する備えの検討	●災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載	
	●介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載	
	●市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載	→災害・感染症時にも地域包括支援センターの業務を継続できるよう、業務継続計画の策定・見直しとともに、平時からの関係構築や訓練の実施を検討
11　感染症に対する備えの検討	●市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載	

別表１

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

○　第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第９期と同様）。
○　現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字　　（下線は、見える化システムの改修等により、令和８年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一　地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏　等	特に訪問･通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。	各自治体で独自に把握
二　人口構造	年齢三区分人口､高齢化率､世帯数（単身高齢･高齢夫婦のみ）　等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三　人口動態	出生数、死亡数、健康寿命　等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四　認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率　等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五　介護サービス等の利用状況	受給者数､受給率､自市町村内の事業所によるサービス提供割合､１人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio､性・年齢調整済みレセプト出現比））等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、１人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合 介護ｻｰﾋﾞｽの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六　介護サービス見込量（計推）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向　等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七　介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設･事業所数､利用者数､入所率、稼働率、従事者数　等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、１人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新）入所率､職員数推移
八　高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者等である入居者の状況　等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） （新）高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等、介護サービス利用状況
九　地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数･参加者数､地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査(多様なｻｰﾋﾞｽ・活動、通いの場等)、地域包括支援ｾﾝﾀｰ運営状況調査
十　医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況　等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）レーダーチャート
十一　認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数　等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）